

大妻女子大学動物実験施設管理規程

平成 30 年 4 月 1 日
制定

(目的)

第 1 条 この規程は、大妻女子大学動物実験等管理規程第 8 条の規定に基づき、大妻女子大学動物実験施設の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(動物飼育室の要件)

第 2 条 動物飼育室は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保ちうる構造等であること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。

(動物実験室の要件)

第 3 条 動物実験室は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、万一実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。

(動物飼育室及び動物実験室の設置)

第 4 条 新たに動物飼育室または動物実験室を設置する場合、あるいはすでに承認を受けた動物飼育室または動物実験室の仕様を変更する場合は、動物実験責任者は、大妻女子大学動物実験委員会の審議を経て、研究機関の長の承認を得なければならない。

2 動物実験責任者は、前項で承認を受けた動物飼育室及び動物実験室以外の場所で、動物実験等（48 時間以内の一時的保管を含む。）を行うことはできない。

(動物飼育室及び動物実験室の維持管理及び改善)

第 5 条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物の適正な管理並びに動物飼育室及び動物実験室の維持管理及び改善に努めなければならない。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、大妻女子大学動物実験委員会の議を経て、大妻女子大学運営会議で行う。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 7 日 大妻女子大学運営会議）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。